

土地開発行為を行おうとする皆さんへ

一定規模以上の土地開発行為を行う場合には、
「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に基づく事前協議が必要です。

詳細は、HP をご覧ください。

みどり条例

検索

県 HP ページ ID

5717



香 川 県

1 事前協議制度のねらい

● みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例制定の趣旨

近年、森林等のみどりが有する県土の保全、水資源のかん養、地球温暖化防止等の様々な公益的機能に対して、県民の期待や関心が高まっています。

県土面積が全国で最も狭く、土地の利用度が高い本県において、森林等のみどりを守り育てていくためには、県土の計画的な緑化と、土地利用の適切な調整を行うことが重要な課題となっています。

このようなことから、県民の参加と協働の下、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を積極的に進め、みどり豊かでうるおいのある県土づくりを図るため、この条例を制定しました。



● 事前協議制度の主な内容は

- 一定規模以上の土地開発行為を行う場合には、知事との事前協議を義務付けました。
- 開発跡地の緑化を確実にするため、必要な場合には、みどりの保全協定を締結することにした。

2 事前協議の必要な土地開発行為

● 土地開発行為とは

- ①土石を採取し、又は鉱物を掘採すること。
- ②土砂等により土地を埋め立てること。
- ③①及び②に掲げる行為のほか、土地の形質を変更すること。



土地開発行為

事前協議の必要な土地開発行為は

- ①開発区域に含まれる森林法第5条に基づく地域森林計画の対象となっている民有林(以下「地域森林計画対象民有林」)の面積が**0.1ha以上**の土地開発行為
- ②開発区域の面積が**1.0ha以上**の土地開発行為(①に掲げる土地開発行為を除く)
- ③隣接地において行われた土地開発行為と同一又は一体とみなされる土地開発行為で、合計面積が上記①又は②に該当する土地開発行為

事前協議は誰が行うのか

- 土地開発事業者
(土地開発行為を自ら行い、又は他の者に行わせる者)



地域森林計画対象民有林面積0.1ha以上の土地開発行為

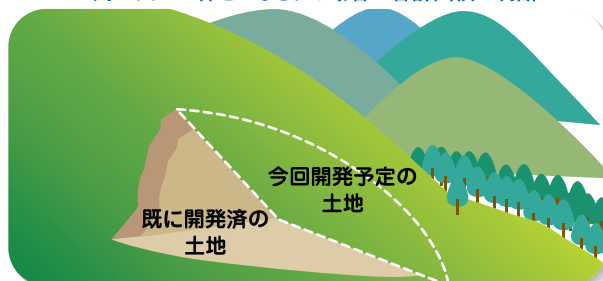
事前協議の不要な土地開発行為は

- 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に係る土地開発行為(森林法第10条の2第1項の許可に係る土地開発行為を除く)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る土地開発行為
- 国又は地方公共団体が行う土地開発行為
- 規則で規定する公社等が行う土地開発行為
- 都市計画事業又は鉄道施設等の公益上必要な事業又は施設設置のために行う土地開発行為
- 農地法の許可が不要な農地を改良し、又は保全するために行う土地開発行為
- 土石の採取、土砂等の埋立てを伴わない林業を営むために行う土地開発行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う土地開発行為
- 土地の通常の管理のために必要な土地開発行為



地域森林計画対象民有林以外での1.0ha以上の土地開発行為

同一又は一体とみなされる場合は合計面積で判断



協議書の提出時期は

- 土地開発行為を行おうとするときは、あらかじめ、知事に協議書を提出してください。なお、法令等の規定により許認可等を要するとされている場合は、当該許認可申請に先立ち協議書を提出してください。

協議書の添付書類は

- 位置図、現況図、地籍図、利用計画平面図、縦横断面図、求積図、防災施設等構造図、緑化計画図
- 防災施設等設計計算書、土工量計算書、利害関係人の同意書、土地登記簿謄本、法人登記簿謄本(法人の場合)、住民票の写し又は個人番号カードの写し(個人の場合)、納税証明書、工程表、現況写真
- その他知事が必要と認める書類

協議書の審査の基準は

- 提出された協議書は、みどりの公益的機能を保全するため、以下の観点等から審査します。
 - ①開発計画の確実性 ④水源地の保全
 - ②県土の保全 ⑤景観の保全
 - ③環境の保全
- 審査に当たっては、関係市町長の意見を聴くほか、開発区域の面積が**4.5ha以上**の場合は、地元市町長、地元住民等関係者に対し計画の説明を行ってください。

3

みどりの保全協定

みどりの保全協定とは

■開発跡地の緑化を確実にを行うことを保証するために、あらかじめ、知事と土地開発協議者が締結するものです。

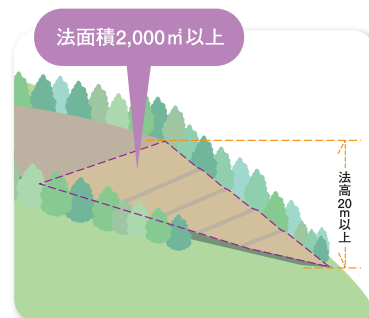
みどりの保全協定の必要な土地開発行為は

■地域森林計画対象民有林における次の土地開発行為

- 土石の採取又は鉱物の掘採行為
- 法高20m以上又は法面積2,000㎡以上の法面が形成される土地開発行為
- その他知事が特に開発区域の緑化が必要と認める土地開発行為



土石の採取等



その他の土地開発行為

協定に基づく保証措置

■緑化費用の保証方法

- 現金による保証
- 組合による保証(中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合に加入している場合)
- 連帯保証人による保証(緑化費用の額が100万円未満の場合)

■緑化費用の算定単価

- 採石行為…1ha当たり100万円
- その他の土地開発行為…1ha当たり200万円

■その他

- 保証金額の上限は、当分の間、1,000万円とする。



4

条例に違反すると

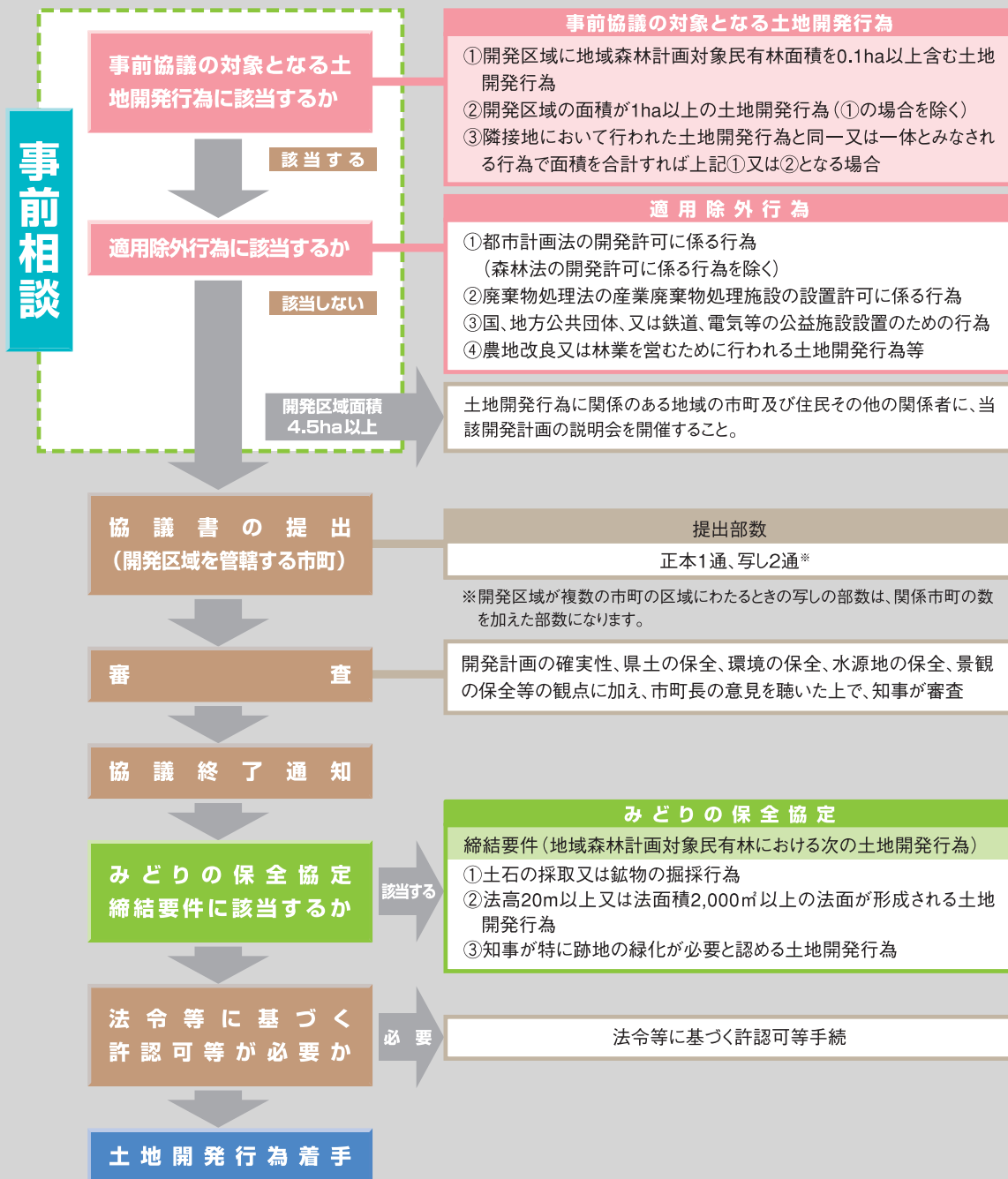
次の場合には氏名等が公表されます

- 協議(又は変更協議)終了通知書の交付を受けずに土地開発行為を行った場合
- 協議内容と異なった土地開発行為を行った場合等

次の場合には罰せられます

- 知事の命令に違反した場合は、6ヶ月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられます。
- 協議(又は変更協議)終了通知書の交付を受けずに土地開発行為を行った場合は、30万円以下の罰金に処せられます。
- 立入検査を拒んだり、虚偽の報告等を行った場合は、20万円以下の罰金に処せられます。

事前協議手続の流れ



問い合わせ先

● 香川県みどり保全課	〒760-8570 高松市番町四丁目1-10	☎087-832-3463
● 香川県東部林業事務所	〒761-0446 高松市東植田町1210-3	☎087-849-0444
● 香川県西部林業事務所	〒766-0021 仲多度郡まんのう町四條1192-1	☎0877-73-2347
● 香川県小豆総合事務所環境森林課	〒761-4121 小豆郡土庄町湊崎甲2079-5	☎0879-62-5650

{ 記載例 }

第 1 号様式 (第 4 条関係)

(日本産業規格 A 列 4 番)

土地開発行為協議書

○×年 △月★□日

香川県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

協議者 住 所 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号
氏 名 香川○○株式会社
代表取締役 香川 太郎
電話番号 ○○○－△△△－××××

土地開発行為を行いたいので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第 1 6 条第 1 項の規定により協議します。

土地開発行為の目的		建設工事等で使用する土砂の採取				
土地開発行為を行う土地の所在	市・郡・町大字・字・番地		地目	開発区域面積	所有者	備考
	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇5番地		山林	1.0000	香川太郎	対象民有林
	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇6番地		山林	0.2000	香川太郎	対象民有林
	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇7番地		畑	0.3000	木田次郎	
	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇8番地		雑種地	0.1000	木田次郎	
	合 計			1.6000		
開発区域面積の内訳		森 林	農 地	宅 地	里道・水路・その他	合 計
		1.2000	0.3000	0	0.1000	1.6000
主要工事計画	土 工 関 係	切土量 50,000 m ³ 最大切土高 25 m 切土法 ^{のりこう} 勾配 1 :1.0				
		盛土量 0 m ³ 最大盛土高 0 m 盛土法 ^{のりこう} 勾配 1 : ー				
		捨土量 0 m ³ 最大法 ^{のり} 面積 3,750 m ²				
	防災施設関係	土留工(擁壁) ー m 植 栽 工 9,500 m ²				
		暗 き ょ 工 ー m ^{のり} 法面緑化工 7,000 m ²				
		水 路 工 50 m				
		沈 砂 池 ー 箇所(貯砂容量 m ³) 洪水調整池1 箇所(調整容量 1,500m ³) 貯砂容量500m ³ 含む				
	事業費計画	事 業 費 の 内 訳			資 金 計 画	
区 分		数 量	単 価	金 額	種類又は名称	金 額
防災施設工		1 式	28,500,000 円	28,500 千円	自己資金	16,700 千円
緑化工		1.6000 ha	2,000,000	3,200	〇〇銀行借入	15,000
計				31,700		31,700
土地開発行為の実施予定期間		着手 〇×年 △月□※日 完了 〇▽年 △月□★日 (□△箇月間)				
施 工 者		住 所 氏 名(法人名・代表者名) 連絡先				

注 1 開発区域面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第 4 位まで記載してください。
2 土地開発行為を行う土地の所在が地域森林計画対象民有林である場合は、備考欄にその旨を記載してください。
3 協議者と施工者が同一の場合は、施工者欄の記載を省略することができます。
4 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。